

中種子町立野間小学校いじめ防止基本方針

楽しく学び心豊かにたくましく歩む野間の子の育成
いじめに気づき、いじめをしない子、いじめをしない子の育成

<p>○家庭・地域との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級 PTA・授業参観 ・教育相談 ・家庭教育学級 ・PTA 教育講演会 ・地域子ども会 ・おやじの会 ・各少年団育成会 ・学校評価委員会 	<p>【いじめ対策委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的 いじめの未然防止からその解決までを実効的に行うことを目的とする。また、いじめに関する教職員の資質向上の校内研修や各種行事などの企画と実施、それらや基本方針そのものの見直しをする。 ・組織構成 校長・教頭・生徒指導主任・該当学級担任・学年主任・学年部職員・養護教諭・その他必要に応じた関係者及び外部専門家 	<p>○関係機関等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県教委（指導主事派遣及び助言・いじめ問題チームの派遣・助言・研修等への講師派遣） ・児童相談所 ・警察 ・町教育委員会 ・町福祉環境課 ・SSW・SC・医師
---	--	---

○教育活動の重点

- 1学ぶ意欲と学力向上
- 2心に届く生徒指導
- 3夢を育む野間小
- 4たくましい心と体力向上
- 5情報を発信する野間小

○児童生徒の主体的な活動

- ・代表委員会
- ・児童保健委員会
- ・1年生を迎える会
- ・運動会のスローガン決定
- ・人権旬間の取組
- ・6年生を送る会

【いじめの未然防止】児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉えいじめに正面から向き合えるつながりづくり

- ・教職員の取組
子どもの思いや悩みを把握しようとする関係づくりや日記・学校生活アンケート、いじめや命、情報モラルに関する指導実践分かる授業づくりの実践・学級のなかまづくり・人権・部落問題学習の充実・道徳の時間の充実よりよい生き方を考える授業人権旬間の充実・インターネット接続機器の所持状況把握
- ・児童生徒の取組
総務委員会や生活・ボランティア委員会等のいじめ防止活動（ポスター・標語作成）・友だちを大切にすることを通したいじめ防止の啓発・造形祭りや運動会等の異学年交流を通した集団づくり・野間小「人権の日」でも仲間づくりレクリエーション
- ・保護者の取組
学級レクリエーション・学年レクリエーションを通した集団づくり・地域などでの異学級交流

○生徒指導体制

- ・子どもとのかわり（生活日記・ふれあいの時間の確保・子どもの登校、授業中、休み時間の様子の観察、教育相談）
- ・アンケート等での子どもの実態把握（学校楽しいと・いじめアンケート等）
- ・保護者との連携
- ・心の教育推進委員会
- ・いじめ対策委員会
- ・各事例に対するケース会議
- ・P生活指導部との補導
- ・人権旬間等の充実

○相談体制

- ・家庭訪問
- ・子ども・保護者との教育相談（日常）
- ・夏季休業中を利用した教育相談
- ・学級 PTA 後の教育相談の実施

○職員研修の重点など

- ・事例研修会
- ・人権同和教育研修の充実（年3回以上）
- ・いじめ防止基本方針の確認

○学校ネットパトロール

- ・SCとの連携
- ・啓発資料の活用なども入れる
- ・情報モラルの指導資料
- ・国立教育政策研究所等からの生徒指導リーフレットの活用

【いじめの早期発見】いじめに正面から向き合う集団づくり

- ・教職員の取組
アンケートの実施・生活日記からの点検・子どもとのふれあいの拡充・学校生活での観察や個人面談・保護者との連携・毎週生徒指導連絡会での情報共有・夏休みにおける生徒指導事例研修会・SCとの連携
- ・児童の取組
道徳や学活と連動した道徳の実践化 児童会と連動した望ましい集団生活（児童会によるいじめ防止活動）に向けた実践項目の設定
- ・保護者の取組
児童の様子の観察・学校と連携する個人面談

【いじめに対する対応】

- ・教職員の取組
事実確認の把握・被害児童のケア・加害児童の指導・学級や学年への振り返り指導・いじめ対策委員会での協議・支援チームによる意図的・組織的な対応・関係機関との連携・双方の家庭との細かく・誠意ある対応・日常的な注意深い観察・指導
- ・児童の取組

<p>《いじめられた子》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担任・養護教諭・保護者との相談（状況によっては、緊急避難としての欠席や転校） ・生命・心身の保護、後遺症のケア ・長所を生かし・安心して過ごせる関係づくり 	<p>《いじめた子》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた児童の心理的・肉体的苦痛の理解と相手に対して謝罪反省の気持ちをもつ。 ・望ましい集団生活に向けて新たに目標をもつ。
---	--
- ・保護者の取組

<ul style="list-style-type: none"> ・傍観者とならず、いじめをやめさせる・いじめをしない行動をとる。 ・誰もが安心して過ごせる関係づくりをする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・状況を冷静に受け止め、いじめを理解する。 ・いじめは絶対に正当化できるものではないということを子どもと一緒に考える。 ・家庭教育の在り方を見直し、今後の立ち直りに向けて、指導する。
<ul style="list-style-type: none"> ・学校や関係機関との情報交換と連携 ・子どもの気持ちの受容と子どもの心身の保護・安定化と立ち直りを支援する。（状況によっては緊急避難としての欠席や転校） ・後遺症のケア 	<ul style="list-style-type: none"> ・状況を冷静に受け止め、いじめを理解する。 ・いじめは絶対に正当化できるものではないということを子どもと一緒に考える。 ・家庭教育の在り方を見直し、今後の立ち直りに向けて、指導する。

※ 安易に解消と捉えることがないようにする。解消：少なくともいじめに係る行為が少なくとも3ヶ月以上止むこと
・被害児童が心身の苦痛を感じていないことを確認